

英国とEUの自由貿易協定交渉は難航

政策・経済研究部 研究員 前田 和孝

1. 英国・EUの交渉は遅々として進まず

英国とEUの自由貿易交渉が暗礁に乗り上げている。当初2019年3月に予定されていた英国のEU離脱は、離脱協定案が、英国・EU間でなかなかまとまらず、また英国議会における離脱案の再三にわたる否決もあり、何度も延期された後、ようやく2020年1月に確定した。

離脱協定の成立により、英国は2020年2月1日をもってEU加盟国ではなくなったが、離脱に伴う混乱を緩和するため、2020年12月31日までは、移行期間としてEU法が適用され、EUルールに従う形となった(図表1)。英国とEUは、英国のEU離脱の移行期間終了までに、包括的な自由貿易協定を締結すべく、2020年3月より交渉を開始した。交渉は、10月2日までに第9ラウンドまで開催されたが、両者の意見の隔たりは大きく、合意に至らなかった。英国のジョンソン首相は、10月15日までに妥結できなければ交渉を打ち切る考えを表明したが、10月15日を過ぎた今でも英国とEUは交渉を続けている。移行期間終了まで残り1ヵ月弱となり、ますます交渉の行方に注目が集まっている。以下では、交渉が難航している主な争点について取りあげる。

(図表1)ブレグジットの経緯とスケジュール

2016年6月	英国での国民投票結果により、EUからの離脱決定
2017年3月	英国が離脱通知書簡をEUに提出 2019年3月29日の離脱に向けた交渉開始
2018年11月	離脱協定案に合意
2019年1月	英国議会で離脱協定案否決
2019年3月	離脱期限の4月以降の延期に合意
2019年4月	離脱期限の10月末までの延期に合意
2019年10月	離脱期限の2020年1月末までの再延期に合意
2020年1月	EU離脱関連法案が英国議会で承認
2020年2月	英国のEU離脱発効 2020年12月31日までは移行期間としてEU法適用
2020年3月	自由貿易協定交渉開始
2020年9月	ジョンソン首相 国内市場法案を英国議会に提出
2020年12月	英国のEU離脱の移行期間終了

(出所)各種報道資料より明治安田総研作成

2. 北アイルランド問題

自由貿易協定締結に向けて、大きな障害となっているのが北アイルランドの国境管理である。北アイルランドでは、1960年代から、英国からの独立とアイルランドへの帰属を求めるカトリック系住民と、英国残留を主張するプロテスタント系住民が対立し、武力抗争が続いた。1998年に北アイルランドの帰属に関して、住民の意思を尊重するとする和平合意「ベルファスト条約」が調印され、以降、北アイルランドとアイルランドでは、現在に至るまで国境検査は行なわれていない。このような歴史的経緯から、英国とEUの離脱協定では、英国のEU離脱後も、北アイルランドとアイルランドの間で国境管理を厳格化せず、通関業務については、英国本土と北アイルランドの間で実施することを規定した。具体的には、英国本土から北アイルランドに流入する物品に対し、一旦はEUの関税率を適用する。そして、その物品が北アイルランドにとどまる場合には、関税を払い戻す。一方、物品がアイルランドに流入する場合には、関税の払い戻しはしないとされた措置がとられる。

しかし、英国のジョンソン首相は、離脱協定の規定に反する内容を含む「国内市場法案」を2020年9月に英国議会に提出した。この法案では、英国本土と北アイルランドの通関業務に関するルールの修正や、北アイルランドに流入する物品が関税対象かどうかを判断する権限を、英国が一方的に保有するなどの内容が盛り込まれている。欧

州委員会は、この法案提出に対し、問題部分の撤回を求めたが、英国がこれに応じなかったため、欧州司法裁判所への訴訟につながる告知書を英国に送付した。結局、同法案は英国下院で可決され、現在は上院で審議中となっている。EU は、離脱協定を英国が骨抜きにしようとする限り、通商分野の合意はできないとしており、今後の英国の対応が焦点になる。

3. 漁業権問題

漁業に関する問題もいまだに争点となっている。EU では、共通漁業政策により、加盟国は自国の漁業管理を EU に委ねている。加盟国経済水域での年間総許容漁獲高が決められ、漁獲枠が各国間で割り当てられている。英国以外の EU 加盟国は内陸国が多く、英国の排他的経済水域（EEZ）で漁を行なうことは、近隣国の漁業にとって非常に大きな意味をもつ。移行期間終了後には、英国の EEZ での EU 加盟国の漁業権は喪失するため、フランスをはじめとする国々は、従来通り加盟国の漁船が英国の EEZ で操業可能となることを求めている。一方、英国は十分な海洋資源を自国で確保するべく交渉を続けている。

英国で水揚げされた水産物と水産物加工品の多くは、EU へ輸出されており、貿易交渉が決裂するケースでは、EU 向けの輸出品に高い関税が課される可能性もある。その場合は、英国漁業への影響が大きいため、英国は毎年の交渉によって漁獲量を決定する案を主張している。一方、EU は、英国 EEZ での現状の漁獲量、割り当てを長期的に確保すべく交渉している。最近の報道によれば、自由貿易協定発効から数年後に内容を見直す案も出てきており、交渉行き詰まりの打開に向けた動きも進んでいるとされる。

4. 競争環境の公平性問題

企業への国家補助に関する分野も、引き続き交渉が難航中とされる。EU では、EU 競争法の下、加盟国による特定産業に対する国家補助は、市場における事業者間の競争をゆがめる可能性があるため、原則禁止されている。英国は、移行期間終了後、国家補助金や税制、雇用、環境面などで企業への規制を緩める可能性を示唆している。英国が規制を緩めた場合、加盟国企業が競争で不利を被る可能性があるため、EU は、EU ルールに英国が合わせることを主張している。一方、英国は、EU ルールに縛られることは主権の侵害だとして、EU の主張に反発している。そもそも英国の EU 離脱は、主権を EU から取り戻すことに大きな意味があるため、EU の主張を英国がそのまま受け入れることは難しい。移行期間終了直後ではなく、将来的な EU ルールの遵守を求める形での妥協案も浮上しているとのことだが、いまだにこちらにも妥結には至っていない。

5. 金融サービス・規制問題

ロンドンには、世界有数の金融センターであり、金融サービスや規制の問題は、英国と EU のみならず、ロンドンに支店を出す他国の金融機関への影響も大きい。EU では、域内の金融業が、単一市場内で自由に営業できる単一パスポート制度を 1996 年より導入している。しかし、移行期間終了後は、単一パスポートが失効し、英国で営業免許を取得した在英金融機関は、EU での営業ができなくなる懸念がある。そのため、他の EU 加盟国へ機能を移転する金融機関もでてきている。実際、米国銀行の JP モルガン・チェースは、英国からドイツのフランクフルトを拠点とする子会社への資産移転を進めている。

来年以降、EU は、単一パスポートの継続はせず、同等性評価により、規制の同等性を条件に、英国金融業の EU 内での営業を分野ごとに許可する方針である。しかし、同等性評価は、預金・貸出業務や決済サービスなど金融の中核業務の全範囲をカバーしていない。そのため、これらの業務を金融機関が行なうためには、EU 内に拠点を設立し、許認可を得る必要がある。一方、英国は、中核業務に対する同等性評価の付与を主張し、また独自の金融規制を構築しようとしている。欧州委員会は、EU の利益になる場合のみ、同等性評価を与えるとしており、英国が独自の制度

を求める限り、英国金融業の EU 市場へのアクセスに制限がかかると予想される。

6. 今後は双方の主張の妥協点を見出す段階に

英国と EU の双方が、通商協定の合意が最重要との認識を持っているものの、交渉はなかなか進展しない状況が続いている。英国のジョンソン首相、EU のフォン・デアライエン欧州委員長ともに、「事実上の合意なき離脱」に向けた備えができておりといった趣旨の発言をしており、お互いにけん制し合っている。しかし、移行期間終了まで残り 1 ヶ月を切っており、実際になんらかの合意を目指すには、双方の主張の妥協点を見出さなければならない。

現時点で考えられる今後の交渉のシナリオとして筆者は、①事実上の合意なき離脱、②一部合意かつ適用準備期間なし、③一部合意かつ適用準備期間あり、④完全合意かつ適用準備期間なし、⑤完全合意かつ適用準備期間ありの 5 つを想定している（図表 2）。仮に「事実上の合意なき離脱」となれば、英国と EU ともに経済へのダメージが大きい。一方、すべての項目で合意することも、今までの交渉の経緯や、残された交渉期間を踏まえると難しくなっているのが現状である。そのため、関税ゼロ、数量制限なしの物品取引でのみ合意に至ると予想する。その場合にも、書類作成や欧州議会の承認など各種手続きの時間が必要となるため、2021 年 1 月 1 日からの開始ではなく、適用までの準備期間の設定がなされる③のシナリオの可能性が最も高いと見込む。

一方、合意に至らなかったサービス分野や規制などその他の項目は、2019 年の離脱協定交渉時と同様に、英国と EU が緩和措置を準備し、2021 年以降、それを適用しながら引き続き交渉を継続するとみる。

（図表2）今後想定されるシナリオ

①事実上の合意なき離脱 協議が決裂し、2021年以降WTO協定で定められた関税率を適用
②一部合意かつ適用準備期間なし 関税ゼロ・数量制限なしの物品取引部分のみ合意し2021年1月1日より適用
③一部合意かつ適用準備期間あり 関税ゼロ・数量制限なしの物品取引部分のみ合意し適用までの準備期間設定
④完全合意かつ適用準備期間なし 物品やサービス、その他の規制・法制すべてにおいて合意し2021年1月1日より適用
⑤完全合意かつ適用準備期間あり 物品やサービス、その他の規制・法制すべてにおいて合意し適用までの準備期間設定

（出所）各種報道資料より明治安田総研作成

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●照会先●

株式会社 明治安田総合研究所

〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-11 TEL03-6261-6411